

2020年12月1日

会社法第791条第1項第1号に定める事後開示書類

東京都港区赤坂五丁目2番20号  
株式会社WOWOW  
代表取締役 社長執行役員 田中 晃

東京都港区赤坂五丁目2番20号  
株式会社WOWOW プラス  
代表取締役社長 郡司 誠致

株式会社WOWOW（以下「承継会社」といいます。）及び株式会社WOWOW プラス（以下「分割会社」といいます。）は、2020年5月15日付で両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年12月1日を効力発生日として、分割会社が「シネフィルWOWOW」のBSデジタル放送事業に関して有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条により開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日  
2020年12月1日
  
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2の規定に基づく本吸収分割の差止請求はありませんでした。
  - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
承継会社は分割会社の発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法第785条第2項第2号の規定により、同条第1項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続について、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過  
分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定に基づく新株

予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 9 月 1 日付で、分割会社の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしました。本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第 796 条の 2 の規定による請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に従い、2020 年 9 月 1 日付で、承継会社の株主に対し、電子公告にて公告いたしました。同条第 1 項の規定による株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 9 月 1 日付で、承継会社の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしました。本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2020 年 12 月 1 日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社が「シネフィル WOWOW」の BS デジタル放送事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。

なお、承継会社が本吸収分割により分割会社から承継した資産の額は、約 130 百万円（概算）であり、負債の額は、約 70 百万円（概算）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 12 月 11 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

(1) 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に規定される手続の履践状況

分割会社は、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るように努め、かつ、商法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく協議を行いました。また、労働契約承継法第 2 条の規定に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議を申し出た労働者はありませんでした。

(2) 放送法に規定される手続の履践状況

承継会社は、本吸収分割による衛星基幹放送業務認定証（BS第84号）に係る放送法上の認定基幹放送事業者の地位の承継について、2020年11月26日付で総務大臣の認可を受けております。

以上